

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和7年2月19日

**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）及び、
宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（案）に対する
県民コメント（意見募集）の結果の公表について**

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による災害等を踏まえ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。この法律は、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命・身体等を守ることを目的としています。

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）」と、規制区域指定後に許可対象となる盛土等の規模を定める「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（案）」について、「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆様の意見を募集しました。

この度、埼玉県議会令和7年2月定例会への議案「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」の提出に併せて、いただいた御意見と県の考え方を公表します。

1 県民コメントの結果**(1) 意見募集の期間**

令和6年10月21日（月曜日）～令和6年11月20日（水曜日）

(2) 意見の提出者数及び意見件数

4件（1人）

(3) 意見について

賛成 0件

反対 0件

その他 4件（制度への意見）

2 資料

(1) 埼玉県ホームページから入手できます

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/morido/kenminnkomennto.html>

3 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部都市計画課 盛土規制担当

TEL 048-830-5336 (直通)

FAX 048-830-4881

E-mail a5330-25@pref.saitama.lg.jp